

9 青森県福祉サービス第三者評価推進委員会委員の報酬及び費用弁償に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会(以下「推進委員会」という。)に所属する委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 報酬は、推進委員会委員が次の各号の業務に従事した場合に支給するものとし、その額は、日額9,800円とする。

- (1) 推進委員会の業務に従事したとき
- (2) 福祉サービス第三者評価認証等委員会の業務に従事したとき
- (3) 福祉サービス第三者評価基準等委員会の業務に従事したとき

(費用弁償)

第3条 費用の弁償は、委員が職務のため旅行する場合の旅費とする。

2 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和27年9月2日青森県条例第45号)の定めに準じるものとする。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、推進委員会委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。